

高等教育コンソーシアム宮崎単位互換に関する協定書

高等教育コンソーシアム宮崎（以下、「コンソーシアム」という。）は、各高等教育機関（以下、「大学」という。）間の相互の協力・交流・連携並びに各大学の特色ある授業科目の開放によって教育課程の充実、学生の幅広い視野の育成、学習意欲の向上を図ることを目的として、次のとおり単位互換協定（以下、「協定」という。）を締結する。

（受入れ）

第1条 この協定により受け入れることができる学生は、原則として、コンソーシアムに所属する大学の学生とし、受入れ大学の長は、教育研究上支障のない限り、当該学生を受け入れる。

（受入れ学生の身分）

第2条 この協定により受け入れられた学生は、「特別聴講学生」として取り扱う。

（履修期間）

第3条 特別聴講学生の履修期間は当該年度を超えないものとする。

（履修科目の範囲及び単位数、受入れ学生数、受入れ手続）

第4条 特別聴講学生として履修できる科目の範囲、修得単位数、受け入れる学生数及び受入れ手続については、別に定めるところによる。

（履修方法等）

第5条 特別聴講学生の履修方法及び試験実施方法は、受入れ大学の定めるところによる。

（単位の授与等）

第6条 特別聴講学生が履修した授業科目の成績の評価については、受入れ大学の定めるところによる。

2 特別聴講学生が履修した授業科目の単位の認定については、所属大学の定めるところによる。

（授業料等）

第7条 特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料は徴収しない。ただし、放送大学における特別聴講学生の授業料については、別に定める。

2 実習、教材等で別にかかる費用については、費用を徴収することができる。

（施設及び設備の利用）

第8条 特別聴講学生は図書館その他の施設及び設備を利用できるものとする。利用方法は、受入れ大学の定めるところによる。

（実施要領等）

第9条 この協定に定めるもののほか、単位互換の実施に関する必要な事項は、別に定める。

（有効期間等）

第10条 本協定の有効期間は実施期日から3年間とする。ただし、協定書の有効期間満了の3ヵ月前までに、いずれかの大学からも特段の申し出がない場合には、この協定はその後3年毎に自動更新されるものとする。

（実施期日）

第11条 この協定は平成22年4月1日から実施する。

平成22年 4月 1日